

静岡県告示第467号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年6月25日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
清水富士宮線	富士宮市大久保字下谷戸 35 番の 8 から 富士宮市大久保字仲屋地 191 番の 4 まで	令和6年6月25日